　0201



一般社団法人日本原子力学会

総務財務委員会規程

平成28年9月29日　第3回理事会承認

（目的）

第１条 本規程は，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）組織規程（0103）第３条に規定された総務財務委員会（以下，「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（任務）

第２条 委員会は，次の各号に掲げる事項について審議および連絡調整する。

（１）定款・定款細則および諸規則に関する事項

（２）事務局および事務局職員に関する事項

（３）予算決算，その他学会財務に関する事項  
予算外申請の手順は経理規程運用に関する規約に定める。

（４）総会，理事会における議案整理に関する事項

（５）法令による手続きに関する事項

（６）対外関係に関する事項

（７）事務所に関する事項

（８）契約に関する事項

（９）寄付金に関する事項の確認

（10）その他，学会運営の基本的事項の整理

２　委員会は，年10回を定例とし，その他委員長が必要と認めるときに開催する。

（組織）

第３条 委員会は，次に掲げるメンバー（委員）をもって組織する。

（１）副会長　1名

（２）総務および財務担当理事　各2名

（３）企画，編集および部会等運営担当理事のうちから各1名

（４）事務局長

（５）会長が必要と認めた会務に関する経験者若干名（原則として総務および財務担当理事経験者）

２　委員会には，委員長1名，副委員長1名，幹事1名をおく。

３　事務局長は，本会事務局の職員を陪席させ，職員は意見を述べることができる。

第４条 委員会の円滑な運営を図るため，幹事会をおくことができる。委員会の下には，小委員会，ワーキンググループ，タスクをおくことができる。

（任期）

第５条 第３条第１項の委員の任期は理事としての任期とする。但し（５）項の委員の任期は1年とする。

（委員長）

第６条 委員長は，理事のうちから会長が指名する。

２　委員長は，委員会を招集し，会務を総括する。

３　委員長は，議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

（副委員長）

第７条 副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故ある時，その職務を代行する。

（幹事）

第８条 幹事は，委員のうちから委員長が指名する。

２　幹事は，委員長，副委員長を補佐して会務を整理する。

（委員）

第９条　委員は，会務を処理する。

（委嘱）

第10条　理事以外の委員は，会長が委嘱する。

２　委員会に設置される幹事会，小委員会，ワーキンググループおよびタスクのメンバーは委員会で決定し，委員長が委嘱する。

（議事）

第11条　委員会の議事は，委員総数の過半数の出席をもって成立する。出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

２　緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は，別に定めるメール審議により議事することができる。

（代理者）

第12条　第３条の委員のうち，企画，編集，部会等運営担当理事が委員の場合，この委員の代わりに他の理事を代理出席させることができる。

（委員以外の者の出席）

第13条　委員会が必要と認めたときは，委員会に委員以外の者の出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

（議事録）

第14条　委員会の議事録は，幹事が作成し，議案ならびに議事経過の概要，決議の主文等を記載して，委員会の承認を経て保存しなければならない。

２　付議資料のうち，個人情報が含まれるものについては，議案との関係を明確にする措置をおこなったうえで，他の資料と区別して事務局長が保管するものとする。

（理事会への報告）

第15条　委員会の議決事項は，委員長もしくは委員となっている理事が，理事会に報告するものとする。

（改定）

第16条　本規程の改定は，総務財務委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成13年6月27日　第434回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成15年7月22日　第455回理事会承認
2. 平成17年7月28日　第475回理事会承認
3. 平成18年5月25日　第480回理事会承認
4. 平成21年3月18日　第500回理事会承認
5. 平成22年10月1日　第512回理事会承認
6. 平成23年1月20日　第22・4回総務財務委員会起案，平成23年2月1日　第514回理事会承認
7. 平成26年1月30日　第6回総務財務委員会起案，平成26年1月30日　第5回理事会承認
8. 平成26年7月18日　第1回総務財務委員会起案，平成26年7月31日　第5回理事会承認
9. 平成27年6月10日　第3回総務財務委員会メール審議起案，平成27年6月19日　第1回承認
10. 平成27年9月28日　第3回総務財務委員会起案，平成27年10月2日　第3回理事会承認
11. 平成28年2月18日　第8回総務財務委員会起案，平成28年3月22日　第7回理事会承認
12. 平成28年9月21日　第3回総務財務委員会起案，平成28年9月29日　第3回理事会承認

附則

１　平成23年1月20日改定の規程は，平成23年4月1日から施行する。

２　平成26年1月30日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

３　平成26年7月31日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

４　平成27年6月19日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

５　平成27年10月2日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

６　平成28年3月22日改定の規程は，平成28年4月1日から施行する。

７　平成28年9月29日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。